

島根県木造住宅耐震診断士登録の申込について

島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱（抜すい）

（登録）

第3条 県は、次の各号に掲げる要件を満たした者を島根県木造住宅耐震診断士として登録することができる。（以下、「登録診断士」という。）

- 一 法第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に所属する法第2条第1項の規定による建築士（以下、「建築士」という。）であること。
- 二 島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱第4条第3項の規定による島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者若しくは次項の規定による登録申請書の提出前3年以内において5戸以上の木造住宅の耐震診断の実績を有する者（以下、「実務経験者」という。）で、第9条に規定する講習会（以下、「実務講習会」という。）の受講修了者、又は実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者であること。
- 三 登録申請を行うことについて、所属建築士事務所の開設者の同意が得られていること。

（登録診断士等の責務等）

第11条 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、島根県内の木造住宅の耐震化に対して県民に助言を行う等、その促進に努めなければならない。

- 2 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、耐震診断に関して県民又は県内市町村から依頼又は相談があった場合は、応じるよう努めなければならない。
- 3 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、耐震診断を行うにあたり知り得た内容を他に漏らしてはならない。
- 4 登録診断士及び所属建築士事務所の開設者は、登録診断士の名称を使って耐震診断以外の業務を行ってはならない。
- 5 登録診断士は、木造住宅の耐震対策に関し必要な知識、技術の向上に努めなければならない。
- 6 登録診断士は、耐震診断を行う際は常に登録証を携帯するものとし依頼者から求められた場合は、これを提示しなければならない。

- ◆島根県木造住宅耐震診断士の登録申請をされる方は、規定する書類を下記によりご提出ください。（登録にあたって、第3条の要件を全て満たす必要があります。また、登録者には第11条の責務が生じること御承知おきください。）

記

- | | |
|---------|--|
| （1）申込期間 | 随時受付 |
| （2）申込先 | 松江市殿町1番地 島根県庁南庁舎
土木部建築住宅課 建築指導スタッフ
TEL：0852-22-6585 FAX：0852-22-5218 |
| （3）申込方法 | 申込先へ持参又は郵送による |
| （4）提出書類 | 1）島根県木造住宅耐震診断士登録申請書（別記様式第1号）
2）建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し |

3) 実務講習会の受講修了証の写し

※診断実績による場合は、実績証明書も合わせて（別記様式第2号）

4) 構造一級建築士による場合は、3)の代わりに構造一級建築士証の写し

5) 写真2枚（申請前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって、縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもの）

(5) 登録 登録された方は、登録者名簿に登載するとともに、島根県木造住宅耐震診断士登録証（以下、「登録証」という。）を交付いたします。

(6) 登録証の交付 交付の方法は、申請者の住所へ郵送いたします。

なお、登録できなかった方については、交付開始に先立ち、上記申込み先より電話にて連絡いたします。

(7) 問い合わせ (2)に記載の担当まで。

(8) 登録フロー

登録要件（島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱第3条）次の1号から3号全てに該当する者

2号 次の1～3のいずれかの者

1. 『島根県耐震改修設計施工技術者名簿』登録者であって、要綱第9条の実務講習会受講修了者
2. 過去3年間に5戸以上の木造住宅の耐震診断実績がある者であって要綱第9条の実務講習会受講修了者
3. 実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者（※1）
※1：構造設計1級建築士等（要領第2条）

1号

○事務所登録を受けた建築士事務所に所属する建築士

3号

○所属建築士事務所の開設者の同意が得られている者

【提出物】

- ・島根県木造住宅耐震診断士登録申請書(様式1号)
- ・建築士免許証の写し
- ・実務講習会の受講修了証の写し
※診断実績による場合は、実績証明書
- ・構造一級建築士による場合は、受講修了証の代わりに構造一級建築士証の写し
- ・写真2枚（申請書用、登録証用）
- ・郵送による場合は、返信用封筒

『島根県木造住宅耐震診断士』登録

・島根県木造住宅耐震診断士登録証の交付（郵送）